

三重県介護福祉士会三重県認知症介護実践者等養成事業の学則

(事業者の名称及び所在地)

第1条 一般社団法人三重県介護福祉士会所在地：三重県いなべ市藤原町本郷 836（以下「当法人」という）が実施するものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（平成 18 年 3 月 31 日付老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知）に基づき、県内の高齢者介護従事者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的として実施する。

(研修事業の名称)

第3条 認知症介護実践者等養成研修（以下「実践者等養成研修」という）について下記の通りとする。
認知症介護基礎研修（以下「基礎研修」という）

(実施課程及び形式)

第4条 実施課程及び形式は下記の通りとする。
基礎研修は、研修対象者に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得するため、集合形式で講義・演習を行う。

(研修日程及び募集定員)

第5条 実践者等養成研修の研修日程は、受講募集時に配布するカリキュラムの通りとし基礎研修は、年 1 回以上開催し、講義・演習 1 日研修とする。定員は一回の開催にあたり 50 名とする。

(受講対象者)

第6条 実践者等養成研修の受講対象者は以下の通りとする。
基礎研修の受講対象者は、三重県内の介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という）に従事する介護職員等とする。

(研修参加費用)

第7条 実践者等養成研修参加費用は以下の通りとする。
基礎研修の受講料は 4,000 円（テキスト購入は任意とし、受講案内時に提示する）

(研修カリキュラム及び講師名一覧)

第8条 研修カリキュラムは、国標準カリキュラムと同一とし、講師名は、研修日に配布する研修日程表の通りとする。

(研修実施場所)

第9条 県内施設を借りて行うものとする。

(募集手続き)

第10条 研修受講の申し込みは、受講申込書に必要事項を記入の上、当法人へ提出する。

(受講者の決定)

第11条 申し込みの先着順とする。

(受講手続き)

第12条 受講者の受講手続きは次の通りとする。

研修の受講にあたっては前条により決定した者には受講決定通知書及び受講票を郵送にて送付する。

(研修修了の認定方法)

第13条 実践者等養成研修のカリキュラムの全課程を履修した者。

(研修出席者の取り扱い)

第14条 研修当日、出欠の確認を行う。遅刻、早退は欠席扱いとし、補講は行わない。

(受講の取り消し)

第15条 申込者の自己都合により研修受講の辞退を行うときは当法人へ連絡する。

(募集方法)

第16条 実践者等養成研修の受講生募集は、ホームページの掲載にて行う。

(募集開始日)

第17条 実践者等養成研修の募集開始は、研修日の 2 か月までに行う。

(修了証書の交付)

第18条 第15条により認定された者は、当法人が「三重県認知症介護実践者等養成事業実施法人指定要綱」に定める修了証書を交付する。

(苦情処理)

第19条 実践者等養成研修に関して苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じたときには迅速に対応する。

(個人情報の保護)

第20条 当法人が知り得た受講生に係る個人情報は、当法人の定める個人情報保護の方針に基づき適切に取り扱うこととする。また、受講生が受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(その他研修に係る留意事項)

第21条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならない措置を講じることとする。

(施行細則)

第22条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

第23条 この学則は、令和元年8月29日から施行する。

令和6年3月4日 一部改正、施行する。